

群馬大学研究・産学連携推進機構研究・産学連携戦略本部 U R A 室内規

平成 27. 7. 1 制定

平成 28. 4. 1 改正

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、群馬大学研究・産学連携推進機構研究・産学連携戦略本部規程第 3 条第 2 項の規定に基づき、群馬大学研究・産学連携推進機構研究・産学連携戦略本部 U R A 室（以下「U R A 室」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 U R A 室は、群馬大学（以下「本学」という。）の研究戦略及び産学連携戦略を踏まえ、本学の研究力の強化に資することを目的とする。

(業 務)

第 3 条 U R A 室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本学の研究活動等の調査・分析に関すること。
- (2) 科学技術・学術政策等の動向把握等に関すること。
- (3) 競争的資金等に係る情報収集・分析及び申請支援に関すること。
- (4) プロジェクト研究推進の支援に関すること。
- (5) 産学官連携推進の支援に関すること。
- (6) その他 U R A 室の目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第 4 条 U R A 室に、室長を置く。

2 U R A 室に副室長を置くことができる。

(室 長)

第 5 条 室長は、学長が指名する理事又は職員をもって充てる。

2 室長は、U R A 室の業務を掌理する。

3 室長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の室長の任期は、前任者の残任期間とする。

(副 室 長)

第 6 条 副室長は、学長が指名する職員をもって充て、室長を補佐する。

2 副室長の任期は、室長の任期を超えることができない。

(運 営)

第 7 条 U R A 室の円滑な運営に関し必要な事項は別に定める。

(事 務)

第 8 条 U R A 室の事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部において処理する。

(内規の改廃)

第 9 条 この内規の改廃は、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規程施行後、最初に指名される室長の任期は、第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。